

○美郷町公共工事前払金に関する規程

平成16年11月1日訓令第21号

改正

平成27年3月6日訓令第2号

平成31年1月9日訓令第2号

令和6年3月1日訓令第2号

美郷町公共工事前払金に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、美郷町財務規則（平成16年規則第42号。以下「規則」という。）第131条第2項の規定に基づき、美郷町公共工事に要する経費の前払金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象事業及び前払金の額)

第2条 前払金の対象とする公共工事（以下「工事等」という。）は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する工事又は測量のうち、契約金額が130万円以上の土木建築に関する工事、設計、測量業務とし、前払金の額は次のとおりとする。

- (1) 土木建築に関する工事 契約金額の10分の4以内
- (2) 土木建築に関する工事の設計 契約金額の10分の3以内
- (3) 土木建築に関する工事の測量 契約金額の10分の3以内

2 前項第1号に該当する前払金を受けた者は、次に掲げる全ての要件に該当する場合は、既に受けた前払金に追加して、契約金額の10分の2に相当する金額の前払金（以下「中間前払金」という。）を受けることができる。ただし、中間前払金を受けた後の前払金の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前各項の前払金に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(前払金の減額等)

第3条 前条に規定する前払金については、歳計現金の保有状況等によりこれを減額又は支出しないことができる。発注済の工事で約定による期限内に完成できないため、当該工事に係る前払金の精算が終了していないものについては、同様とする。

(前払金の使途の範囲)

第4条 前払金の使途の範囲は、次のとおりとする。

(1) 土木建築に関する工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額その他町長が必要と認める経費

(2) 土木建築に関する工事の設計 当該設計の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額その他町長が必要と認める経費

(3) 土木建築に関する工事の測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、修繕料及び保証料に相当する額その他町長が必要と認める経費

(継続費に対する前払金)

第5条 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前払金は、当該契約に基づく各年度の工事等の出来高予定額(当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額)に対してすることができる。

(繰越明許費に対する前払金)

第6条 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前払金は、契約締結の当初における契約価額の総額に対してすることができる。

(債務負担行為に対する前払金)

第7条 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前払金は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に対してすることができる。

(前払金の請求手続)

第8条 第2条第1項に定める前払金を受けようとする者は、契約締結後、前払金請求書(様式第1号)に法第5条の規定により登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第9条 第2条第2項に定める中間前払金を受けようとする者は、中間前払金認定請求書(様

式第2の1号)に工事履行報告書(様式第2の2号)を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の定めにより提出された認定請求書を審査し、その承認を可とした場合は申請者に中間前払金認定書(様式第3号)により通知するものとする。

3 前項により認定通知を受けた申請者は、中間前払金請求書(様式第4号)に法第5条の規定により登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

(保証証書の返還)

第10条 第8条及び前条第3項の規定により提出した保証証書は、前払金の精算がなされたとき、又は前払金が返還されたときに返還する。

(中間前払金と部分払の選択)

第11条 中間前払金を受けた工事は、部分払いを受けることができないものとする。ただし、中間前払金を選択した場合でも、複数年度にわたる契約における各年度末(最終の年度を除く。)の部分払に限っては、これを行うことができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第12条 前払金を受けようとする者は、第8条及び第9条第3項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証会社が定め、町長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金を受けようとする者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成27年3月6日訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の美郷町公共工事前払金に関する規定は、施行日以後に締結する工事請負契約から適用し、同日前に締結した工事請負契約については、なお従前の例による。

附 則(平成31年1月9日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月1日訓令第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の美郷町公共工事前払金に関する規定は、施行日以後に請求する前払金から適用し、同日前に請求した前払金については、なお従前の例による。